

銚田市公共施設等個別施設計画（素案）に対するパブリックコメント （意見募集）の実施について

【趣旨】

これまで市では、多くの公共施設を建設してまいりましたが、近い将来、人口減少などにより公共施設等の利用需要の変化が予想されるため、公共施設の適正化に向けて「公共施設等個別施設計画」の策定に取り組んでいます。

つきましては、今回、素案としてご提示できる段階に至りましたので、皆様からのご意見を募集いたします。ご意見がございましたら、次に示す要領にてお聞かせください。

【名称】

銚田市公共施設等個別施設計画（素案）

【募集期間】

令和2年11月16日（月）から令和2年12月15日（火）午後5時まで（必着）

【意見を提出できる方】

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所又は事業所を有する方及び法人その他の団体
- ・市内の事務所又は事業所に勤務する方
- ・市内の学校に在学する方
- ・本市に対して納税義務を有する方又は法人
- ・パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する方又は法人

【提出様式】

「銚田市公共施設等個別施設計画（素案）に対する意見提言書」

- ・市ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

（任意の様式でも問題ありません。「銚田市公共施設等個別施設計画（素案）に対する意見提言書」と明記し住所、氏名、及び電話番号を記載してください。）

【意見の提出先】

方 法	提 出 先
持参または郵送の場合	〒311-1592 茨城県銚田市銚田1 4 4 4 番地 1 銚田市役所 財政課
ファクシミリの場合	0291-32-4443
電子メールの場合	zaisei@city.hokota.lg.jp

※電話や口頭による受付はできませんのでご了承ください。

【閲覧】

市ホームページ又は次の施設において資料の閲覧ができます。

(土、日、祝日は除きます。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとなります。)

- ・ 銚田市役所 財政課
- ・ 旭市民センター 総合窓口グループ
- ・ 大洋市民センター 総合窓口グループ

(意見提言書(提出様式)もご用意させていただいております。)

【提出された意見の取り扱い】

- ・ 提出されたご意見の内容とそれに対する市の考え方を市ホームページにて公表する予定です。
- ・ ご意見の内容以外(住所、氏名、団体名など個人が特定できる内容)の公表はいたしません。
- ・ 具体的な意見の収集を目的としています。計画(素案)に対する賛否を直接問う制度ではないため、単に賛否だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものなどは、市の考え方を示さない場合もございます。
- ・ ご意見に対する個別の回答は致しかねますのでご了承ください。

【お問い合わせ先】

〒311-1592

銚田市銚田1 4 4 4 番地 1

銚田市役所 財政課 契約管財係

TEL 0291-36-7155 (直通)